

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月25日
【会社名】	株式会社ニューフレアテクノロジー
【英訳名】	NuFlare Technology, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 康明
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	(055)926-5419
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長兼輸出管理部長 内野 健治
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地6
【電話番号】	(045)471-1982
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長兼輸出管理部長 内野 健治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,926,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1. 平成22年2月25日開催の取締役会決議によっております。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	20,000株	1,926,000,000	963,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	20,000株	1,926,000,000	963,000,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 割当予定先の概要及び当社との関係は第3、1[割当予定先の状況]をご参照下さい。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
96,300	48,150	20,000株	平成22年3月16日(火)から平成22年3月25日(木)まで		平成22年3月26日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込み、払込期日に下記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとしたします。

4. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合は、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ニューフレアテクノロジー 本社 総務部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番地6

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,926,000,000	16,000,000	1,910,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

今回の増資により調達する資金19.1億円は、その全額を平成22年度中の研究開発投資に投下し、主に当社の主力製品である電子ビームマスク描画装置の性能向上を図る計画です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	大日本印刷株式会社
本店の所在地	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第115期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） 平成21年6月26日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第116期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） 平成21年8月7日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第116期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日） 平成21年11月13日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第116期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） 平成22年2月12日関東財務局長に提出</p>

名称	凸版印刷株式会社
本店の所在地	東京都台東区台東一丁目5番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第163期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） 平成21年6月30日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第164期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） 平成21年8月13日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第164期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日） 平成21年11月12日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度第164期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） 平成22年2月12日関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

(イ) 大日本印刷株式会社との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社製品及び保守サービス等の販売先であります。

(ロ) 凸版印刷株式会社との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社製品及び保守サービス等の販売先であります。

c 割当予定先の選定理由

(イ) 大日本印刷株式会社を割当予定先として選定した理由

大日本印刷株式会社（以下「大日本印刷」といいます。）は、当社の従来からの取引先であるとともに、世界で有数の外販半導体フォトマスクメーカーであり、半導体フォトマスク技術においても世界をリードする地位にあります。当社の今後の事業活動の上で重要な取引先であるとともに、安定株主として重要な関係先と考えています。また、当社は、世界で競合しあう有力半導体メーカーに製品を納入していますが、今後もこれら有力半導体メーカーすべてと良好な関係を維持したいと考えています。従いまして、重要な取引先でありながら半導体メーカーとの競合関係が小さく、とりわけ良好な関係にあって資金調達を迅速かつ確実に行うことのできる大日本印刷の出資を受けることが最適と判断しました。

(ロ) 凸版印刷株式会社を割当予定先として選定した理由

凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」といいます。）は、当社の従来からの取引先であるとともに、世界で有数の外販半導体フォトマスクメーカーであり、半導体フォトマスク技術においても世界をリードする地位にあります。当社の今後の事業活動の上で重要な取引先であるとともに、安定株主として重要な関係先と考えています。また、当社は、世界で競合しあう有力半導体メーカーに製品を納入していますが、今後もこれら有力半導体メーカーすべてと良好な関係を維持したいと考えています。従いまして、重要な取引先でありながら半導体メーカーとの競合関係が小さく、とりわけ良好な関係にあって資金調達を迅速かつ確実に行うことのできる凸版印刷の出資を受けることが最適と判断しました。

d 割り当てようとする株式の数

大日本印刷に10,000株、凸版印刷に10,000株、それぞれ割り当てる予定です。

e 株券等の保有方針

各割当予定先からは、今回の当社株式の取得は、中長期の保有方針である旨の説明を受けております。なお、当社は各割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書の発行を依頼いたしました。

f 払込みに要する資金等の状況

大日本印刷の直近の有価証券報告書（平成21年6月26日提出）、四半期報告書（平成22年2月12日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況及び凸版印刷の直近の有価証券報告書（平成21年6月30日提出）、四半期報告書（平成22年2月12日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本件第三者割当の払込みに関して問題がないと判断しております。

g 割当予定先の実態

大日本印刷は当社と従来から取引関係があり、本件第三者割当を行うに当たり、当該割当先との面談等の方法により、当該割当先が、グループ行動規範において反社会的勢力との企業活動を行わない旨を定めていること、直近の有価証券報告書に記載された内部統制システムを適切に運営していること等、当該割当先のコーポレートガバナンスに関する施策の実施状況について説明を受けることを通じて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

凸版印刷は当社と従来から取引関係があり、本件第三者割当を行うに当たり、当該割当先との面談等の方法により、当該割当先が、内部統制システム構築の基本方針において反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を定めていること、直近の有価証券報告書に記載された内部統制システムを適切に運営していること等、当該割当先のコーポレートガバナンスに

関する施策の実施状況について説明を受けることを通じて、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社と大日本印刷及び凸版印刷との間において、割当株式について、譲渡制限、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

3【発行条件に関する事項】

本件第三者割当における発行価額につきましては、本件第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日(平成22年2月24日)のジャスダック証券取引所における当社株式の終値(106,900円)に90%を乗じた金額である96,300円(10円単位にて切上げ)といたしました。本件第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日までの最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間にジャスダック証券取引所が公表した当社株式の終値の各平均値は、それぞれ97,686円(1ヶ月間)、85,836円(3ヶ月間)、86,126円(6ヶ月間)であり、これらの金額と発行価額とを比較した場合は、それぞれ1.4%(1ヶ月間)のディスカウント、12.2%(3ヶ月間)のプレミアム、11.8%(6ヶ月間)のプレミアムとなります。

市場株価は、広く一般の投資家が判断し、各会社の収益性や資産性を反映しつつ、日々、その需要・供給を通して形成され、最新の情報に基づいて形成されているものと考えられます。また、その市場株価に影響を与えらると思われるすべての重要事実・会社情報が開示され、出来高や流動性の観点等からそれらがすべて織り込まれていると判断される限りにおいては、株式価値を表す客観的な値であると考えられます。さらに、取締役会決議の前営業日までにおける当社の株式の出来高や値上がり幅の観点からも、当社の市場株価が特に異常と思われる点は、当社が知る限り、認められませんでした。発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準にして決定したものであります。

発行価額は、当社を取り巻く事業環境、最近の業績、継続的な研究開発活動の必要性等を考慮の上、割当先との間における独立した交渉を経て決定されたものであることから、その発行条件には合理性があると判断しております。

発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱に関する指針」も勘案し、取締役会決議の直前営業日から、その1ヶ月遡った平均値からみた場合1.4%のディスカウント、3ヶ月及び6ヶ月遡った各平均値からみた場合それぞれ12.2%、11.8%のプレミアムとなっており、当社の少数株主の立場も十分に勘案したものととなっております。当社取締役会では、発行価額と市場株価の関係及び本件第三者割当による希薄化の効果等を慎重に検討の上、発行価額による発行は、割当先に特に有利な金額による発行に該当するものではないと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

なお、現在の発行済株式総数は100,000株であり、総議決権数は、100,000個であります。本件第三者割当による新規発行株式数は20,000株であり、これは現在の総議決権数の20.0%に相当いたします。しかしながら、本件第三者割当は、当社の財務基盤を安定させるとともに、今後の事業拡大及び企業価値向上に寄与するものと考えられ、中長期的な観点からは当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。資金調達を迅速かつ確実に調達するためにも第三者割当の方法が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的な水準であると判断いたしました。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	49,401	49.40	49,401	41.16
東芝機械株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	25,589	25.58	25,589	21.32
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	0	0	10,000	8.33
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東一丁目5番1号	0	0	10,000	8.33
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	2,000	2.00	2,000	1.66
日本トラスター・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,980	1.98	1,980	1.65
浅井 五朗	静岡県静岡市清水区	1,255	1.25	1,255	1.04
ユービーエス エージー ロンドン アカ ウント アイピー ビー セグリゲイ テッド クライアン ト アカウント (常任代理人シティ バンク銀行株式会 社)	AESCHENVORSTADT 48 C H-4002 BASEL SWITZER LAND (東京都品川区東品川二 丁目3番14号シティグ ループセンター)	1,011	1.01	1,011	0.84
槇野 修成	石川県金沢市	670	0.67	670	0.55
木塚 たか子	東京都目黒区	660	0.66	660	0.55
計		82,566	82.56	102,566	85.47

(注) 1 平成21年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成21年9月30日現在の発行済株式総数に、本件第三者割当による新株式発行により増加する株式数(20,000株)を加えて算出した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスク

組込情報の有価証券報告書（第14期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年6月24日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年2月25日）までの間において以下の事項が追加となっております。また、当該有価証券報告書「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

(1) 株式価値の希薄化について

当社は、平成22年2月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。当該第三者割当では発行済株式総数の20.0%に相当する20,000株を発行いたしますが、これにより1株あたりの株式価値が希薄化いたします。その結果、株式市場における需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期 第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社ニューフレアテクノロジー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューフレアテクノロジーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニューフレアテクノロジー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ニューフレアテクノロジー

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューフレアテクノロジーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューフレアテクノロジーの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社ニューフレアテクノロジー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鐵 義正 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

内田 英仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューフレアテクノロジーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニューフレアテクノロジーの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社ニューフレアテクノロジー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューフレアテクノロジーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューフレアテクノロジーの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ニューフレアテクノロジーの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ニューフレアテクノロジーが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。